

寒監第 7 号
令和3年5月19日

請求人（略）

寒川町監査委員 北村美仁
同 太田真奈美

住民監査請求について（通知）

令和3年4月22日付けで受け付けた地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく住民監査請求については、次のとおり却下したので通知します。

1 請求の要旨（請求の要旨は原文のまま記載した。）

「町をストリートスポーツの聖地にする」という方針のもとに行われているスポーツ振事業が、経済的、効率的かつ効果的に執行されているかどうか、令和2年4月1日施行の「寒川町監査基準」に沿って、監査を請求する。以下その理由を述べる。

なお、この監査基準は、令和元年3月29日付けの総務省の通知に従って、従来の監査基準に「行政運営が公正で効率の良く執行されているかどうか」を監査する「行政監査」が加えられたものと理解している。

1) 町は、ストリートスポーツの一つである「BMX」（自転車の曲乗り）の練習場を中心に、それを経営する(株)UCHINO に対し、運営費を補助してきている。

町は、この BMX の振興によって「町の知名度が上がり、移住する生産年齢人口が増え、税収増になる」と説明している。しかし、税収を増やせるという「裏付け」も「成果の測定方法」の説明も、今まで一度も公表されたことはない。

2) 町は、令和3年度4月1日、(株)UCHINO が経営する BMX の練習場「ザ・パーク・サムカワ」に対し、年間1,645万円の、「ストリートスポーツ普及促進事業委託」契約を結んだ。

しかし、新スポーツの一つである「ボルダリング（クライミング）」や「トランポリン」の練習施設に対し、今まで公的支援は行ったことはない。

また、バスケットボールや野球など青少年向けのスポーツへの支援は年額4万円程度（上記 BMX の支援のほぼ1/40）である。

3) 以上、一連の株UCHINO に対する町の支援が、町の生産年齢人口を増やし、
 税収を増やせるとは考えられないだけでなく、他のスポーツへの支援に比
 べ著しく、偏っておりかつ過大である。

2 却下の理由

本件請求において、請求人は町のストリートスポーツ振興事業が、経済的、
 効率的及び効果的に執行されているかどうかについて、寒川町監査基準に基
 づく「行政監査」を求めているものと解される。

しかし、寒川町監査基準第 2 条第 1 項第 2 号に定める「行政監査」は、監査
 委員が必要と認めるときに、町の事務執行が、合理的かつ効率的に行われて
 いるか、法令等の定めるところに従って適正に行われているか等について行
 う監査であり、町民が町の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又
 は怠る事実があると認めるとき、必要な措置を請求する「住民監査請求」とは異
 なるものである。

その上で、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の要件と照らし合わせ
 審査した。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、本町職員等による個別具体的
 に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）
 について、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由
 により、当該行為等が違法又は不当である旨を摘示して請求の要件を満たすも
 のとされ、監査の対象となる当該行為等は、町に何らかの損害を与えるもので
 なければならない。

本件請求についてみると、請求人は町のストリートスポーツ推進事業につい
 て、認知度向上や、移住による生産年齢人口が増えることにより税収増となる
 説明に裏付けや成果の測定方法がないことに加え、ストリートスポーツへの支
 援が、他のスポーツに比べ著しく偏っており過大であると主張しているが、主
 観的な思料に基づいて主張しているだけで、その当該行為等の違法性又は不当
 性の理由や町にどのような損害が発生しているのかについて、具体的に適示さ
 れていない。

以上のことから本件請求は、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の要
 件を具備しておらず、却下すべきものと判断した。